

Title	近現代中国における言語政策：文字改革を中心に
Author(s)	宮西, 久美子
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42021
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	宮 西 久 美 子
博士の専攻分野の名称	博 士 (言語文化学)
学 位 記 番 号	第 1 4 9 0 9 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 1 1 年 7 月 2 9 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 言語文化研究科 言語文化学専攻
学 位 論 文 名	近現代中国における言語政策 —文字改革を中心に—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 藤本和貴夫 (副査) 教 授 深澤 一幸 教 授 金子 元臣

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、欧米列強の進出によってアジアにおいても近代国家建設の必要に迫られるようになった19世紀以降、中国でどのような言語政策が実施されてきたかを明らかにしたものである。中国では、文字をめぐる議論は「文字改革」論争と呼ばれてきた。「文字改革」では、文字のみではなく、音声を含む言語全般についての改革が議論されている。本論文は、この論争を言語政策史の観点から記述したものであり、序章と終章を含め全8章からなる。さらに、改革された文字を示すための資料及び国民党・共産党の政策を含む言語政策年表を添付した。

本論文が従来の「文字改革」研究と異なるのは、次の3点である。第1に、従来の「文字改革」研究の成果を踏まえつつ、新たに、言語に対する政治的・法的政策の側面に言及することで、本論文を新たな言語政策研究と位置付けた。第2には、従来の「文字改革」研究が特定の時代・地域の研究に限定されていたのに対し、本研究では、中国近代国家建設に伴う言語政策研究として、アヘン戦争後、特に19世紀末以降から現代までを重点的に検討した。地域としては、1949年までは中国大陸を主とし、その後1949年以降は、中国大陸と台湾の両地域について考察した。第3には、従来の研究方法が現状の調査・分析を主としていたのに対し、第2のような長期的視野にたった研究を行うことで、言語政策とその理念の検討を行った点である。

台湾を含めた中国についての約100年間にわたる言語政策研究では、2つのキーワードの設定が可能である。それは、「地域としての連続性」と「国家(体制)としての連続性」である。中国大陸という地域における言語政策と中華民国という国家体制における言語政策の「連続性」に関する比較・考察を行った。

以下では、本論文の内容を各章ごとに順に述べる。

第1章では、言語政策研究を行うにあたって、諸国家で広く用いられている言語に関する概念を整理した。「標準語」や「共通語」という日本語には、戦前の国語政策の影響から来るイデオロギーが含まれるので、本論文ではこうした術語は使用せず、代わりに、中国語の語彙である「共同語」という言葉を仮に使用することにした。さらに、中国における「共同語」の名称の歴史の変遷も明らかにした。

第2章では、中国の言語政策に大きな影響を与えた日本の言語政策の検討を行った。日本では、近代国家の建設の

途上で、国民統合のために国語の確立が目指されたが、本章では、その過程を明治時代初期から日清戦争戦勝後までを中心に検討した。日本では、上田万年によって国家語たる国語思想がドイツから持ち込まれ、それが、国語という言葉とともに中国に伝えられたことが明らかになった。

第3章では、中国大陸における「文字改革」論争初期の状況について検討を試みた。中国では、まず、西洋人によって文字改革が行われ、その後、20世紀初頭頃から、中国人によって文字改革が実施された。中華民国が建国後まもなく取り組んだ言語政策は、清末に実施が検討されていたものであり、中華民国は清の言語政策を継承したと言える。

第4章では、表記法改革案として最も盛んに議論された中国語のローマ字化について考察した。20世紀以降の中国人による代表的な中国語のローマ字表記法は、時代によって3つに大別される。中華民国時代の「国語ローマ字」、共産党によって普及が試みられた「ラテン化新文字」、それから今日用いられている「漢語拼音方案」である。「国語ローマ字」は「共同語」たる国語普及のための道具であると同時に、国語の価値を高めるための表音表記法として厳密さが追求された。一方、「ラテン化新文字」は、ソ連の言語政策の影響を受けて、一般民衆の言語獲得を最も重視して考察された。「漢語拼音方案」は、「共同語」である普通話の普及のために用いられた点においては「国語ローマ字」により近いと言える。しかし、共産党によって推進され、最も際立った特徴として民衆本位の方向性を持っていることから、「ラテン化新文字」の理念をより強く継承していることが明らかとなった。

第5章では、もう1つの表記法の改革である漢字の簡略化について取り上げた。本章では、まず、中華民国が中国大陸にあった時代の漢字の簡略化について検討し、それが、続く中華人民共和国時代と遷台後の中華民国で、どのように継承されているかについて考察した。その結果、中華人民共和国の実施した漢字の簡略化は、中華民国時代の政策を継承していることが明らかとなった。他方、遷台後の中華民国では、中華人民共和国で実施された漢字の簡略化に対抗して簡体字研究は中断されるが、今日では、政治的対立を離れ、学問的に研究の行われていることが明らかとなった。

第6章では、言語政策研究で最も重視される、「共同語」とその他の言語との法的関係を中心に考察した。中国大陸時代の国語は、国家統一の象徴と考えられて政策上重視された。しかし、それは、「共同語」としての国語の認知が社会に求められたからであって、まだ国語の実体も明確にされていなかった時代には、決して、他の言語に対して優位に立ったり、排他的性質を示すものではなかったのである。次に、中華人民共和国成立後の「共同語」である普通話とその他の言語との関係について検討した。普通話は、共産党の行う社会主義国家建設の理念に沿った民衆本位の言語であるので、方言や少数民族の言語に対して優位性を示すものではないと考えられていることを明らかにした。台湾時代の国語について言えば、遷台後は中国大陸奪回のために、国家統一の象徴である国語は厳しく管理され、方言に対してきわめて排他的な言語であった。しかし、台湾の土着化に伴い、現在では、人々の多様な言語を代表する「共同語」となり、かつてのような排他性は失われている。

最後に、結論として、先に挙げた2つのキーワードから中国の言語政策を総括する。「国家(体制)としての連続性」の観点からは次のことが明らかとなった。中華民国が建国以来求めた理想は、人々が1つの言語で結ばれることであるから、国家の統治地域に変化が生じようとも、国語は一貫して国家統一の象徴として扱われたとすることができる。他方、「地域としての連続性」の観点からは、中国大陸の持つ地域の特性として、現実の利便性を重視するという姿勢が明らかとなる。共産党が国共内戦に勝利した一要因も、ソビエトの社会主義国家建設の影響を受けた民衆本位の方向性が、結果として地域の特性に根ざした政策へとつながっていったからであると考えられるのである。以上のような言語政策研究としての記述を通して、本論文では、近代以降の中国で普及が試みられた「共同語」のもつ理念についても明らかにすることができたと思う。

論文審査の結果の要旨

本論文は、中国における近代国家建設の過程で、少数の知識人以外には理解できなかった難解な漢字をもち、広大な領土にさまざまな方言が広がる中国語を、近代国家の建設を担う知識人あるいは政府がどのように位置づけ、近代

化と国家の統一のためにこれらをどのように変革しようとし、またそれらを政策としていかに実現したかを明らかにしようとしたものであり、時代的には19世紀後半から現在まで、地域としては中国大陸から台湾にまで及んでいる。

本研究の特徴は、これまで中国における言語政策の研究で中心とされてきた言語そのものに焦点を当てた「文字改革」研究に限定せず、中国語の変革の問題を植民地的状況から脱して国民国家の建設を目指すさまざまなイデオロギーや運動との関係から解き明かそうとした点であり、しかもそれを中国国内における文字改革の議論だけでなく、国際的な視野に立った言語政策に関する議論の一環として検討していることにある。

すなわち筆者は、中国での議論の前提として、中国に先立って近代化に成功した「漢字国」日本における、幕末から明治期の文字改革論争と「国語」の成立の問題、および1917年のロシア革命によって成立したソヴェト政権によって推進された、1920-30年代の民族平等政策の一貫として文字をもたない諸民族へのラテン文字の採用や文字改革の問題をとりあげている。この両者は中国の言語政策を考える上で、さけて通れない影響を与えたものであるが、これらの議論を整理した上で中国における「文字改革論争」と重ねあわせた議論がなされていることが、本論文の新しさであるといえる。

その上で筆者は、「文字改革」における表記法の改革案として議論された、中国語をローマ字表記に変える方法と漢字の簡略化による方法のふたつを検討している。

まず前者では、中国語をローマ字表記に変える方法として中心的に議論された3つの方式をとりあげ、その相互関係に注目した。それは、時代的な配列とも重なるが、清朝末期から中華民国時代の「国語ローマ字」、中国共産党によって普及が試みられた「ラテン化新文字」、中華人民共和国成立後に採用された「漢語拼音方案」である。

まず、清朝末期から中華民国成立期の「文字改革」論争を、日本における漢字廃止をめぐる論争と比較すれば、日本では平仮名とカタカナの存在が大きい。つまり日本では、漢字に代るものとして仮名かローマ字かという議論が可能であったのに対して、中国ではローマ字か複雑な「漢字筆画式文字」かという選択肢が中心とならざるをえなかった。そのため、中国の場合はローマ字論が日本の場合よりはるかに重要な位置を占めることになったという論証には説得力がある。

さらにこれまで中国語のラテン化文字についての議論で評価の低かった「国語ローマ字」については、中華民国政府によって初めて公認された「国語ローマ字」が、国家統一のシンボルとしての国語を厳密な表記法によってローマ字化しようとした点で評価されるべきものであるとしている。しかしその上で、中華人民共和国成立後の1958年の第1回全国人民代表大会で批准された、ローマ字表記法の集大成と理解される「漢語拼音方案」の成立過程を検討し、「国語ローマ字」と比較すると、文字そのものの厳密さよりも文字の普及に重点をおいた中国共産党の推進してきた「ラテン化新文字」との継承性の大きさをあらためて指摘している点にも説得力がある。

他方、ローマ字による表記と並行して議論されてきた漢字の簡略化についても、これが中華人民共和国になって初めて開始されたものではなく、中華民国政府や民間によっても検討されてきたものであり、中華人民共和国の実施した漢字の簡略化は、中華民国期の政策の継承であることを明らかにしている点も評価できる。

さらに、中国語の「文字改革」という問題で本論文の評価すべき特徴は、中華民国政府が内戦に敗れて遷台した後の、台湾における言語政策を引き続き検討している点である。台湾では中国大陸奪還のため、国家統一のための象徴としての「国語」は厳しく管理され、それまで台湾で使用されていた方言が排除された。ここでの国語のもつ政治的意味をより明瞭に指摘している。しかし、現在では台湾における土着化がすすみ、「国語」は大陸部と同様に人々の多様な言語を代表する「共同語」となっていることが、本論文では明らかにされている。

このように本論文は、中国語の改革と「共同語」の確立について、これまで他の試みがない時間的・空間的な広がりをもつ研究であり、さらに困難な資料の収集でも、今日できる限りの挑戦をしたものであるといえる。

なお問題点としては、中国共産党の言語政策について、現在の段階で利用できる資料が少ないことは理解できるが、それでも、ローマ字化が最終的に漢字の簡略化に転換した過程と理由がもうひとつ明確に説明されているとはいえない。毛沢東の発言の周辺をさらに研究する必要があるだろう。また、言語政策は政府の発言や法律の制定といった「上から」の圧力で実現されるものではないことはいままでのまではない。したがって、現実の民衆の動き、特に教育の実態についてのフィールドが今後は必要であるだろう。勿論、このことが本論文の本質的な価値を低めるものではない。

以上の結果に基づき、本委員会は本論文を博士（言語文化学）の学位にふさわしいものと認定する。